

参考資料 漁場計画のイメージ（現行）

漁場計画（第五種共同漁業：内水面）

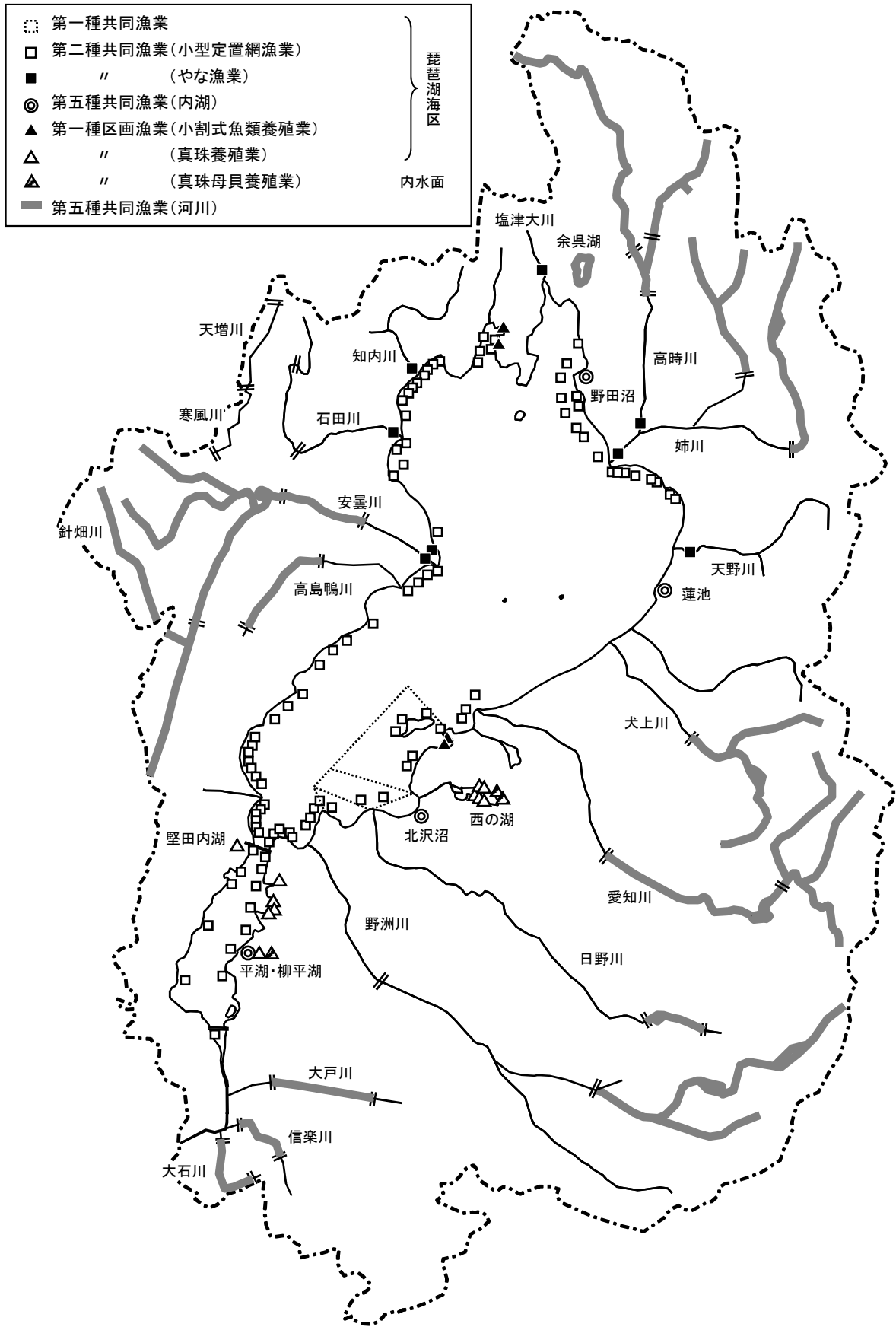
1. 免許の内容たるべき事項および関係地区

公示番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
内共 第1号	第五種 共同漁業	にじます、あまご、いわな漁業	1月1日から 12月31日まで	大津市地先 大石川筋	大津市大石龍門町地先にある通称大森の棚堰から上流の同町地先にある塩水橋の200m上流に設置している府県漁業協同組合境界標示板までの大石川	—	大津市田上稲津町、稲津一丁目～五丁目、黒津一丁目～五丁目、太子一丁目～二丁目、田上関津町、関津一丁目～六丁目、大石龍門町、大石龍門一丁目～六丁目、大石曾束町、大石曾束一丁目～五丁目、大石東町、大石東一丁目～七丁目、大石淀町、大石淀一丁目～三丁目、大石富川町、大石富川一丁目～四丁目	平成25年9月1日から 平成35年8月31日まで
内共 第2号	第五種 共同漁業	にじます、あまご、いわな漁業	1月1日から 12月31日まで	大津市地先 信楽川筋	大津市大石東町字梅原にある河川管理境界標示板から上流の同市大石富川町地先にある通称尾越の棚までの信楽川および信楽川と加河川との合流点から奥加河橋直下にある奥加河井堰までの加河川	—	同上	平成25年9月1日から 平成35年8月31日まで

漁業権の種類

種類	内容	権利等保有者	期間	備考	
定置漁業権 ※本県に該当なし	漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置場所が水深27メートル以上のもの（瀬戸内海の柵網、陸奥湾の柵網・落網は除く。）および北海道においてサケを主たる漁獲物とするもの。	経営者（直接当該漁業を営む者）	5年		
共同漁業権 （団体漁業権）	第一種	漁協または漁連	10年	⇒ 共同漁業権は一定の水面を共同に利用して一定の漁業を営む権利。 ⇒ 内水面における第五種共同漁業権は、増殖をする場合でなければ設定できない。 ⇒ 琵琶湖周辺の一部の内湖においては、増殖義務のない第五種共同漁業権が設定されており、活用漁業権がある場合にのみ切り替えが可能。	
	第二種				藻類、貝類、その他定着性水産物を目的とする漁業。 (例) しじみ、いけちょうがい、からすがい、たにし漁業
	第三種 ※許可漁業で対応				網漁具を移動しないよう敷設して営む漁業で定置漁業以外のもの。 (例) 小型定置網漁業、やな四手網漁業
	第四種 ※本県に該当なし				地びき網漁業 寄魚漁業、島付こぎ釣漁業
	第五種				内水面において営む漁業で、第一種共同漁業以外のもの。 (例) あゆ、にじます、あまご、いわな漁業。 こい、ふな、もろこその他雑魚漁業。
区画漁業権 （団体漁業権・個別漁業権）	第一種	団体漁業権は漁協または漁連に免許 個別漁業権は当該漁業を営む者に直接免許	第1種の真珠養殖業および第2種は10年、ほかは5年	⇒ 区画漁業権は一定の区域内において養殖業を営む権利。 ⇒ このうち、真珠、真珠母貝、小割式、ひび建、藻類、カキ、地まさき式貝類養殖業で、漁協または漁連が管理する漁業権を団体漁業権という。	
	第二種 ※本県に現行免許なし				一定の区域内で石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業。 (例) 真珠養殖業、小割式魚類養殖業
	第三種 ※本県に該当なし				土、石、竹、木等により囲まれた一定の区域内で営む養殖業。 (例) 築堤式、網仕切り式養殖業、ため池養殖業
				一定の区域内で営む養殖業で、上記以外のもの。 (例) 地まさき式養殖業	

# 滋賀県における免許漁業の漁場位置図（R4.8.1現在）

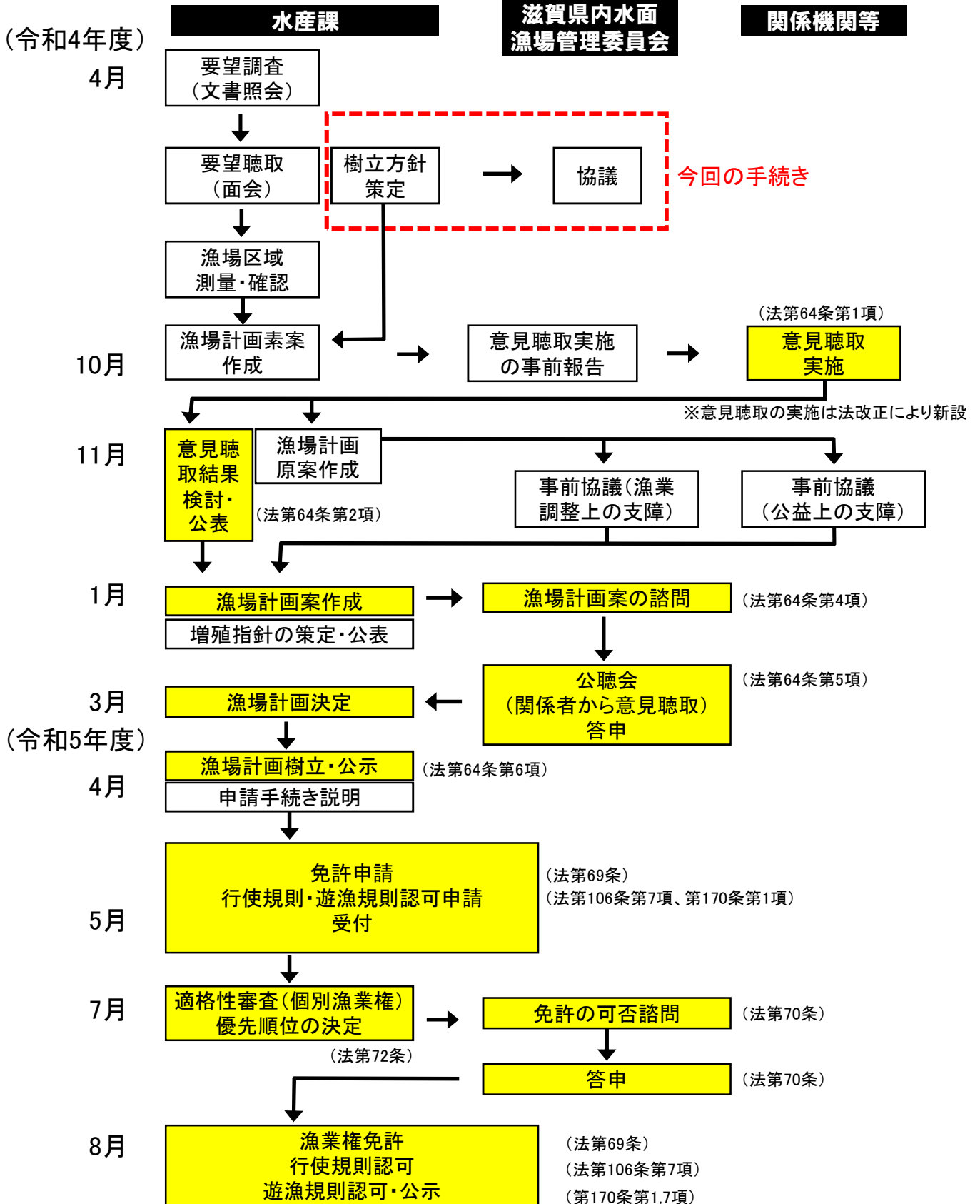


# 令和5年(2023年)の漁業権一斉切替スケジュール

法定  
手続

その他  
手続

琵琶湖海区  
漁業調整委員会  
滋賀県内水面  
漁場管理委員会



※スケジュールは目安です。漁業調整その他の事情により変更となる事があります。